

No.084 (不定期刊)

"Great Wall" Street Journal

長城街日報

～中国株の現場から～



東洋証券株式会社
上海駐在員事務所 所長
奥山 要一郎
2007年入社。本社シニアストラテジ
スト等を経て、2015年より現職

巣ごもり続くいつまでも

「夏には日本に行けるかもしれない」——。先ごろ、中国の SNS 上でにわかに盛り上がった話題だ。新型コロナウイルスの影響で“鎖国”状態が続く世界の国々。日本が、ベトナムやタイなどとの間で往来制限の緩和を始めることもあり、中国人の間では訪日解禁への期待がやや前のめり気味で高まっている。しかしながら、その道は険しそうだ。現状は、ビジネス渡航がそろり動き出すくらい。個人旅行の解禁や自由往来はまだ先の先の先くらいのイメージを持つのが現実的だろう。

★ ★ ★ ★ ★

一方、日本からの中国渡航はどのような状況か。日系企業の現地商工会アンケート（華東地域＝上海市、江蘇省、浙江省、安徽省が対象）によると、日本に一時帰国後、中国に戻れなくなっている駐在員が1320人に上るといふ（6月中旬時点、華東地域日商倶楽部懇親会による）。中国は3月28日以降、居留証を含む全ての訪中ビザの発給及び効力を停止。外交官や高度技術指導の専門家などの例外扱いもあるが、一般ビジネスマンの往来は実質不可能だ。

前述のアンケートからは、中国事業に苦勞する日系企業のホンネが見えてくる。「技術品質指導で派遣すべき人間が中国に入れず、不良品多発」「総経理が半年間不在となっており、組織運営に影響」などの意見があった。東京から上海までのフライト時間は3時間弱。これまでは、滞在15日以内ならビザ不要で、気軽に出張もできていた。しかし、今回の新型コロナで様相が一変、日中間の距離が物理的にも心理的にも広がってしまった。



国際線がほとんどなく閑散とした上海浦東空港

上海に滞在している私は“居残り組”。同じ境遇の日本人ビジネスマンの間で最近よく話すのは「次、日本に帰れるのはいつかなあ」というネタだ。中国を出国した途端、現有の居留証の効力がなくなってしまう。帰国はできても、中国に簡単には戻って来られない。日中間の航空便は各社週1便に制限されており、日本は成田と関空のみ。中国でこれほどまでの疎外感を感じるのは初めての経験だ。

日中往来について現地の見方をまとめると、「夏は絶対ムリだね」「秋の国慶節前後はやや希望が……」「でも、モタモタしていると、秋冬にかけて第2波が来てしまう」「結局、来年夏くらいまでは帰れないんじゃない？」……などというもの。多くの駐在員が諦めムードで、“中国巣ごもり”が長期にわたることを覚悟し始めた。かく言う私も、夏休みはもちろん、年越しや春節（旧正月）の一時帰国すらムリだろうと決め込んでいる。越年決定……。

★ ★ ★ ★ ★

さて、上海の巣ごもり生活だが、一昔前に比べるとだいぶ過ごしやすくなった。特に日本食や日本製品で困ることはあまりない。街にはラーメン店から寿司屋、焼肉レストランなどが数多くあり、中華料理に飽きた時はいつでも駆け込める。日系スーパーに加え、ユニクロや無印良品、ダイソーなども進出しており、いつもの服や雑貨が手に入る。また、ネット通販では越境 EC が当たり前。アリババ系の天猫国際（Tmall Global）では、日本製の医薬品や化粧品なども購入できる。まあ、便利は便利なのだが、いずれにしてもたまには日本の空気を吸ってみたい。次の機会はいつになることやら……。

文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

◆ 注 意 事 項 ◆

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%（税込み）の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650%（税込み）に相当する額が 3,300 円（税込み）に満たない場合は 3,300 円（税込み）、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買う場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して 最大 0.8800%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75%となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

利益相反情報について

この資料の作成後、掲載された銘柄を対象とした EB 等の仕組債等を東洋証券株式会社が販売する可能性があります。また、東洋証券株式会社またはその関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載された企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

この資料は、東洋証券株式会社が信頼できるとされる各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。また、将来の運用成果等を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点のものであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客さまに何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券株式会社は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商 号 等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 121 号

◇加 入 協 会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

◇本 社 所 在 地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1

TEL 03 (5117) 1040

<http://www.toyo-sec.co.jp/>

2020 年 6 月 22 日
審査部審査済